

意見書

平成 21 年 7 月 31 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証項目			意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定用件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	<p>【基本的な考え方】</p> <p>現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実には設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しています。</p> <p>昨年度の検証においては「特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当」とされていますが、競争セーフガード制度は、毎年度、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとする事」を目的に創設されたものであると考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分検討した上で指定電気通信設備の棚卸しを行い、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。 <p>中継ダークファイバの提供実績：151 事業者、2,986 区間、約 4.6 万芯(2007 年 3 月末) ⇒157 事業者、3,289 区間、約 5.2 万芯(2009 年 3 月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績：127 事業者、1,884 ビル、約 4.5 万架(2007 年 3 月末) ⇒121 事業者、1,996 ビル、約 4.8 万架(2009 年 3 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2009 年 3 月末)は 53%、特に首都圏では 47%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由は、以下のとおり、合理的な理由とはならないと考えます。</p>

検証項目		意見
		<p>【NGNの昨年度の検証結果】</p> <p>昨年度の検証では、当社のNGNについて、</p> <p>①NGNはシェア 70%超を占めるFTTHサービスやシェア 75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者にとって利用の公平性が確保された形で、自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であること、</p> <p>②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNは、メタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有していること、</p> <p>から、第一種指定電気通信設備として指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。 ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。 ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定とする理由とはならないこと。

検証項目		意見
		<p>【地域IP網の昨年度の検証結果】</p> <p>昨年度の検証では、地域IP網について、</p> <p>①少なくとも2010年度時点を見据えた場合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと、</p> <p>②現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、</p> <p>から、第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域IP網を指定設備化する合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

検証項目		意見
		<p>【ひかり電話網の昨年度の検証結果】</p> <p>昨年度の検証では、ひかり電話網について、</p> <p>①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>②OAB～JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2008年6月時点で72%(番号ベース)であること、</p> <p>から、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直取電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは30%(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは6%であり、ソフトバンクモバイル殿が2000万番号を超えている中で、ひかり電話は788万番号(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。

検証項目		意見
		<p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、18%(2008年9月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のイーサネットサービス等のデータ通信網を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。

検証項目	意見
	<p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>他事業者OLT設置ビル(延べビル数)の推移:906ビル(2007年3月末) ⇒947ビル(2009年3月末)</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、85%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの推移: 79%(局内光ファイバ総数184千芯のうち他事業者による自前敷設が145千芯(2007年3月末) ⇒85%(局内光ファイバ総数258千芯のうち他事業者による自前敷設が220千芯(2009年3月末)</p> <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボトルネック性はないことに加え、少なくとも現時点ではアンバンドルされていることから、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該設備を指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p>

検証項目	意見
	<p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること。 ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。 <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ② 既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③ 実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において

検証項目		意見
		<p>優位性を有していること、 から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定を行う合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p>

検証項目		意見
		<p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>現在、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、屋内配線の指定電気通信設備化について検討されていますが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>①屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>②現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>③また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>

検証項目	検証項目	意見
		<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされており、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象</p>

検証項目			意見
			とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

検証項目		意見
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、現時点、接続実績がない下記の機能について、アンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ) ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ) ・イーサネットフレーム伝送機能(実績なし) <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話が指定設備化されたことによって、事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>

検証項目		意見
	<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>ア 指定用件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。したがって、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p>

検証項目		意見
(3) 禁止行為に関する検証	<p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えており、昨年度の検証に基づく要請事項は、2007年度と同様、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えています。</p> <p>また、昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」(2009年2月25日総務省)に記載された事例については、当社が不適切な行為を行ったとする論拠として不十分であり、他事業者による意見はいずれも具体的な根拠がなく、何ら立証がなされておられません。</p> <p>具体的に公正競争上の問題が生じていないにもかかわらず措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を及ぼします。実際、検証結果案の公表に際して、「独占的地位利用し営業」(2008年12月24日読売新聞)、「独占地位で光回線営業」(2008年12月25日東京新聞)等の報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、他事業者による根拠のない意見を検証の対象としないよう、見直しをする必要があると考えます。</p>

検証項目		意見
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象	<p>【移動体業務の分離時やNTT再編成時に講じられた措置の見直し】</p> <p>電気通信市場においては、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話－携帯電話相互間のみ通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は移動体業務の分離時やNTT再編成時から大きく変化しています。</p> <p>したがって、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、適宜見直していく必要があると考えます。</p>
		<p>【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>こうした趣旨に照らせば、今後も東・西NTTがお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」についても適宜見直しを行う等、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用する必要があると考えます。</p>

検証項目		意見
3 その他		<p>【自社・グループ内通話無料サービスについて】</p> <p>固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料とするサービスを拡充しており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填している懸念があります。</p> <p>実際に、ソフトバンクモバイル社は、平成20年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されています。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の取引条件が、自社やグループ内と他事業者との間で公平となっているか否か検証していただきたいと考えます。</p>